

障害者の態様に応じた多様な委託訓練について

◆ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（障害者委託訓練）とは…

公共職業訓練の1つで、座学等の集合訓練や実際の事業所等での訓練を通して、障害のある方に就職に必要な知識・技能を習得してもらい、早期就職を図ることを目的に実施しています。

障害のある方が居住する身近な地域で当該職業訓練を受講できるよう、県が企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等へ委託し実施します。

◆ 訓練コースの概要

障害者委託訓練には、以下の4つのコースがあります。



グッジョブ運動推進キャラクター
ジョブたん

公共職業安定所に求職登録を行っている方を対象としたコース

知識・技能習得訓練コース

- 訓練内容：** 就職に必要な知識・技能の習得を目的とした、座学及び実技による集合訓練を主とするコース。（訓練内容に職場実習（1か月未満）を組み合わせることも可）
- 訓練期間：** 原則3か月（1月あたり標準100時間）
- 委託費：** 受講者1人1か月あたり上限60,000円（税抜き）

障害者向けデュアルシステム訓練

- 訓練内容：** 座学等の集合訓練に加え、座学等で習得した知識・技能の応用、定着を図るための職場実習を組み合わせ実施するコース。
- 訓練期間：** 原則4か月（座学等3か月＋職場実習1か月、1月あたり標準100時間）
- 委託費：** 【座学等集合訓練】 受講者1人1か月あたり上限60,000円（税抜き）
【職場実習】 受講者1人1か月あたり上限100,000円（税抜き）

実践能力習得訓練コース

- 訓練内容：** 企業等を委託先とし、当該事業所における事業資源を有効活用し、事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む。）を中心に、実践的な職業能力の習得を図るコース。
- 訓練期間：** 原則3か月（1月あたり標準100時間）
- 委託費：** 委託先が中小企業等である場合は、受講者1人1か月あたり上限90,000円（税抜き）とし、それ以外については、受講者1人1か月あたり上限60,000円（税抜き）

訓練終了後、そのまま採用することも可能です！

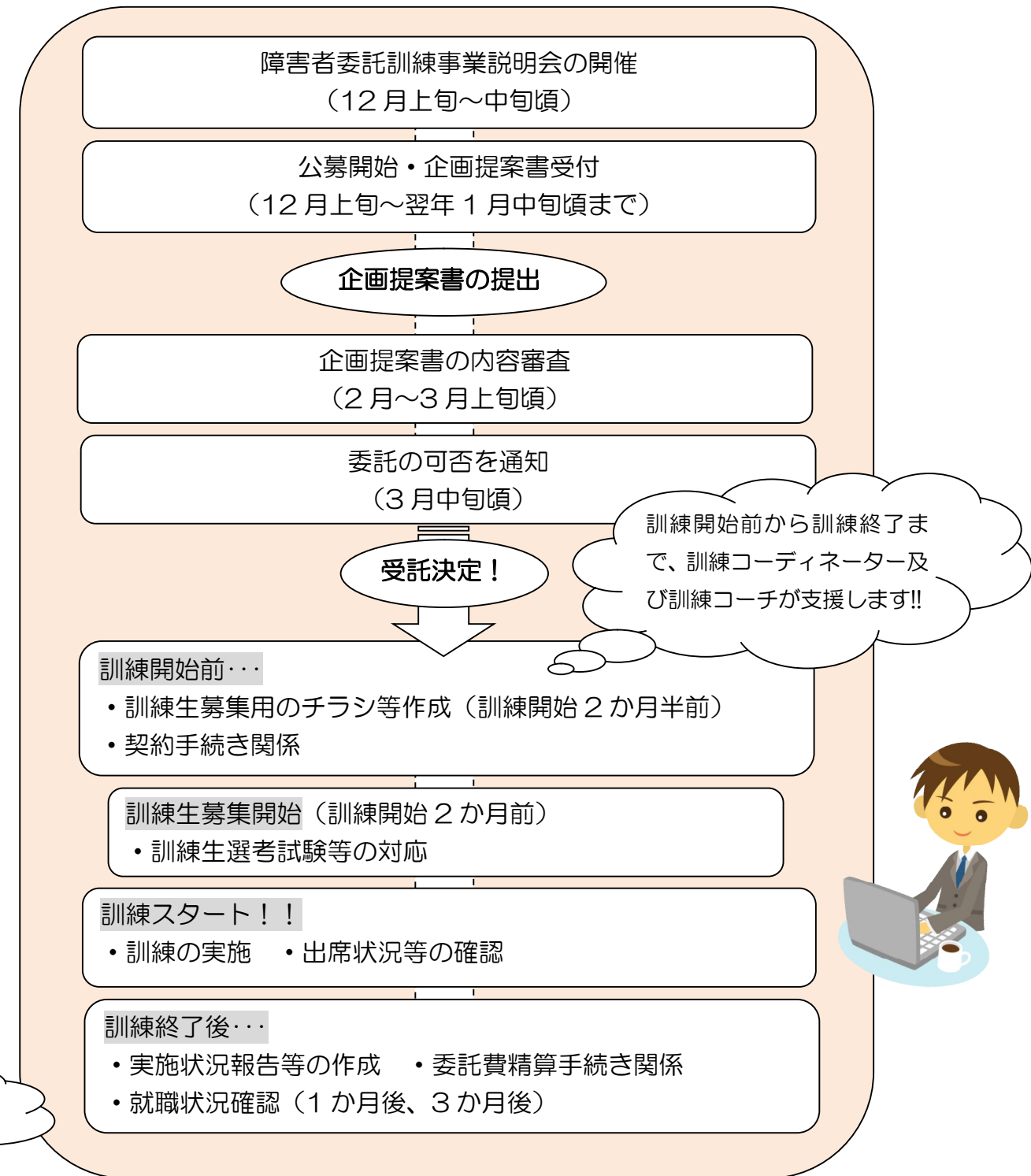
特別支援学校等の生徒を対象とした訓練コース

特別支援学校早期訓練コース

- 訓練内容：** 特別支援学校高等部の3年生を対象に、事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習を行い、実践的な職業能力の習得を図るコース。（訓練開始は10月以降）
- 訓練期間：** 約1か月（1月あたり標準100時間）
- 委託費：** 受講者1人1か月あたり上限60,000円（税抜き）

委託先は随時募集中です。
事前にお問い合わせください。

◆ 障害者委託訓練実施までの流れ（求職中の障害者を対象としたコース）



お問合せ先（障害者職業訓練コーディネーター、訓練コーチ）

- ・具志川職業能力開発校 098-973-6680
- ・浦添職業能力開発校 098-879-2560
- ・沖縄県商工労働部労働政策課 098-866-2366